

出資時の補正予算資料によると、愛媛県の航空輸送需要の増大に合わせて空港ビルの増改築計画を契機に新会社が設立された際に、その効率的運用と空港の公共的機能の増大を図る目的をもって出資している。会社の経営は軌道にのり、国際線用ターミナルの増築、ソウル、上海よりの松山乗り入れ国際線の開設と進んでいる。

監査結果

現在の持株比率は民間の X 社に続く大株主である。民間会社においては通常、20%以上を保有をしている場合は、経営に対する影響力があるものと推定され、連結財務諸表における持分法の適用をするが、現在の愛媛県の係り方は持株に応じた影響力を行使しているわけでない。即ち、これだけの株式保有をしている必要はないと思われる。最近の航空交通の重要性に鑑み、A 社株式の保有そのものは意味のあることであろうが、これを現在の保有率まで保有する必要性はないものと思われる。

資産保有の効用、効率的活用、愛媛県の財政事情を考えた場合、何%かを民間に譲渡することを検討する必要がある。(意見)

企画情報部	交通対策課	
有価証券	M 社株式	18,000,000

平成 15 年 10 月 31 日、愛媛県、香川県、岡山県、高知県、徳島県及び西日本旅客鉄道株式会社による「瀬戸大橋線の輸送改善事業に関する協定」が成立し、愛媛県は平成 15 年 11 月に 9 百万円 (180 株)、さらに平成 16 年 10 月に 9 百万円 (180 株) を追加出資した第 3 セクター会社(JR 西日本が 50%、香川県 32%、愛媛県 18%) である。

協定書では各県が瀬戸大橋線の岡山、児島間の一部複線化、一部高速化事業によって受ける恩恵(新幹線接続の改善とダイヤ設定の柔軟性の向上、災害時等における復旧時間の短縮、四国各県と本州間の時間短縮、電化にあたっての基盤整備等)を一定の方法により試算して、国、各県の第 3 セクター会社への負担額を決定し、これを出資額、貸付額、補助金に配分している。平成 15 年度～平成 20 年度までで事業整備を行い、以後当該施設の貸付を事業とすることとなっている。

監査結果

事業整備以後の損益の見通しが明確になっていないようである。仮にも、有価証券の取得であり、同社の将来の損益計画をきちんと把握しておく必要がある。(意見)

企画情報部	統計課	
有価証券	H社株式	4,000,000

現在のH社は、昭和42年に、電子計算機の共同利用を目的に、愛媛県内の地方自治体と財界20数社が設立賛同者となって、設立されたH社と、H社のせん孔部門を分離独立して昭和56年に設立されたY社が、昭和62年に合併したものである。設立趣旨は、愛媛県においてもコンピューターを積極的に活用していくことを官民一体で進めようというものであり、会社は時代とともに成長してきている。

監査結果

愛媛県の出資額は4百万円である。配当が確保されており、資金運用の面からは意義ないとはいえないが、コンピューターの愛媛県における活用を愛媛県が出資者の一人となって引っ張っていくことの時代要請は薄らいでいる現状においては、民間への譲渡を考えてもいい時期である。(意見)

土木部	港湾海岸課	
有価証券	S社株式	256,000,000

松山観光港は、松山港のフェリー、旅客船等の基地として整備されたものであり、平成10年の会社設立の頃は、年間150万人の利用客があった。旧ターミナル施設が老朽化、手狭となったため、新たなターミナルビルの建設や港への円滑なアクセス確保に必要な周辺施設等の整備、管理運営を行うことが必要であり、利用客や県民のためのサービス機能と公共的機能を含めた一体的な整備が必要であることから、県が出資を行ったものである。

平成16年度においては、松山観光港の利用客は前年度から6万5千人減少し約125万人となった。しかし、結婚披露宴会場の事業は、継続して松山の人気スポットとして定着しており、また、駐車場事業においては、開業以来、利用増加傾向にあり、知名度もあがり幅広い利用がなされており、松山観光港全体の利用客が減少する中、ほぼ前年度並みに推移している。

監査結果

今後は、松山観光港全体の利用者数の減少による影響も考慮に入れながら経営を行っていく必要がある、出資者として適切な指導をしていく必要があるものと思われる。(意見)

土木部	都市整備課	
有価証券	Q社株式	401,000,000

当社は、Q都市整備事業が昭和47年度国庫補助事業として採択されたのを契機として、地域との連携を図りながら、Q都市公園施設を適正に管理し、利用を促進することを目的に、昭和48年6月、設立されたものである。

当社に対する愛媛県の出資は、昭和48年6月の87,500千円に続いて、昭和52年4月まで、回の増資を重ね、累計4億1百万円（保有率26.73%）となっている。設立後、南楽園をはじめとする各種都市公園施設の整備が進み、昭和60年頃から、庭園売店・レストランの完成に伴い、事業収入が増加したが経営環境にも変化があった。平成12年度には、国における公共事業の見直しに伴い、愛媛県における国庫補助事業としての事業が廃止された。この公共事業を補完するための施設の建設・経営及び都市公園施設の管理等を行う第3セクターとして設立されたQ支社都市開発株式会社の依るべき「レクリエーション都市整備要綱」（昭和40年建設省決定）が適用されなくなったのである。

監査結果

Q社は平成17年度に減損会計を強制適用することになると予想されるが、この場合、業績好転がない限り、財政状態は厳しい数字となる可能性大である。子会社の借入金160百万円に対して債務保証あり。さらに評価損を計上する必要がある。繰延税金資産50百万円について、回収可能性に疑義もある。

以上より、全般的事項の2.債権の評価と不納欠損分の資産価値の見積、において資産価値のないものについて、何らかの形で明示すべきとしたが、ここにおいては株式の評価であり、債権とは異なるが、関連する法律規則等において規定はないものの、同様の考え方で有価証券の資産価値を判断し、評価減を明示される必要がある。（意見）

農林水産部	農政課	
有価証券	F社株式	8,000,000

当社は、高付加価値柑橘の育成、柑橘高度利用技術の開発、研究開発成果の販売等を主な事業として、平成6年に設立された（農林水産省の外郭団体である生物系特定産業技術研究推進機構が69.5%の株主）が、平成14年度末をもって、出資・研究期間を終了し、以後、特許の成果管理を行う会社として存続することになっている。

設立以後、研究開発期間を10年とし、その研究成果に基づいて収益を上げることとしたことから研究期間の終了時に繰越損失となったが、その後、研究成果による投下資本の回収がはじまるに際して、累積した損失の減少による経営改善、配当可能体質化、資本金を小さくすることによる管理費用削減等を目的として平成16年度の定時株主総会で、損失処理のための減資案（9割の7億2千万円減資）が承認されている。（愛媛県の減資負担分は7,200万円）

愛媛県は、平成6年度から平成13年度まで、毎年890万円の出資を継続し、最終の平成14

年度の880万円で、累計8千万円の出資金となっているが、出資開始当時は、オレンジ・果汁の自由化に際し、外国産に対抗し得る生食加工兼用品種の開発や機能性高付加価値ジュースの開発を目指す研究プロジェクトの推進を図る必要があり、各年度の試験研究に要する経費を支援することを目的とした国の出資事業を活用したことから、「有価証券の取得」というより、「補助金」的な性格のものとなっている。

監査結果

柑橘王国愛媛県の重要な研究開発プロジェクトであったこと、又補助金として毎年補填することが困難であったことも理解でき、さらに出資時においても適切に報告されているが、有価証券の取得は当該投下資本が投資額以上に回収されることを本来目的とするものである。農林水産省の外郭団体主導で愛媛県はその処理方法に合わせてきたとはいえ、その処理方法は、本来の目的と異なるものであったというべきである。(意見)

農林水産部	畜産課	
有価証券	L社株式	63,000,000

四国地方の酪農の健全な発展を期するためには、飲用牛乳向け生乳の地域的または、季節的な過不足を個々の企業、生乳生産者団体、または県境等各種の規制要因にとらわれることなく需給調整し、生乳流通の円滑化を図ることが必要である。

また製品製造施設の過剰投資を回避し、飲用向生乳の出荷を集中し、当該工場においては飲用向生乳の不足期における還元用乳製品の需要に対処しつつ、かつ保管販売等に有利な乳製品の生産を効率的に実施すべきであり、飲用牛乳については、需要の増大に対応して、合理化した施設による製品の品質向上、製造コストの引き下げ等を実施すべきである。

このような牛乳流通の要請に鑑み、生乳需給の調整に伴う集送乳路線の整備を行い、経営の合理化を促進するため、昭和43年3月、四国乳業株式会社が設立された。

愛媛県の出資の理由

農林水産省（独立行政法人農畜産業振興機構）は、四国乳業株式会社を、加工原料乳を処理加工する生乳の需給安定を担う中核的な乳業工場として位置づけ、不採算部門である加工原料乳の処理施設の整備に要する経費の一部を、県が国の10分の1を負担することを条件に、出資という形で資金拠出した。

出資の民間譲渡について

設立後38年を経過した今日においても、加工原料乳が不採算部門であることに変化はなく、生乳の需給調整は酪農乳業界にとって不可欠な対策となっており、今後とも同社で安定的に加工原料乳を生産することが、県にとって益々重要になっている。

このような状況の中、県が株式を民間譲渡した場合には、加工原料乳の生産を同社に義務化させることができなくなり、本県の酪農乳業界に大きな影響があることが予想される。また、国の支援の条件である県の負担を消滅こととなり、国の出資が中断される可能性もある。一方、県内酪農業界に県および国の支援分を肩代わりする体力はなく、愛媛の酪農

業界は大きな打撃を受けることとなる。

監査結果

愛媛県の主要産業である酪農業界にとって当社の役割は重要であり、県が出資を継続することは必要と考える。(意見)

農林水産部	畜産課	
有価証券	N社株式	6,000,000

株式会社全国液卵公社は、鶏卵の価格の安定及び消費の増進に資するため、液卵の保管及び販売を目的として、昭和46年6月24日に設立された。資本金は1,677百万円であり、うち愛媛県が6百万円(出資比率0.36%)を出資し、現在に至っている。

当社は上記のように鶏卵の異常な価格下落による生産者への被害を防止するため、液卵公社業務運営要綱(昭和46年6月23日制定)に基づく凍結液卵・乾燥卵等製造保管による鶏卵需給調整を目的としている。

生産者は昭和47年度以降、計画的生産を実施し、国内生産量はほぼ横這いで推移している。直近で当社が鶏卵買い出動したのは平成10年度であり、それ以降現在に至るまで発動はない。

一方平成16年度より、鶏卵の生産調整が、国主導から社団法人日本養鶏協会を通じた生産者の自主的なものに変更されている。現在までのところ結果的に、この方法で鶏卵価格が維持されているが、鳥インフルエンザ発生による大量処分等偶然的要素もあり、その有効性を判断するには、今しばらくの時間が必要と所管課では考えている。

監査結果

鶏卵需給調整会社である当社の必要性が薄れつつあることは事実である。一方、生産者の自主調整は始まったばかりであり、当社の役割の終了を判断するにはもうしばらくの時間が必要と考える。しかしながら、近い将来その役割が終了した場合は、会社の維持コストおよび財務状況を考慮し、速やかに解散及び清算するべきと考える。(意見)

農林水産部	漁政課	
有価証券	K社株式	2,700,000

監査結果

平成3年の設立以来、現在に至るまでの売上高は5,000千円に過ぎず、これは総出資額1,099,800千円の1%にも満たない金額である。当社設立の目的は地場産業振興のための基礎的研究に資することであり、利益を出して投資を回収することではなかったということだが、そうであるならば株式会社という営利企業の形式をとらず、非営利団体として活動するべきであった。一方、当社の経営主体は大株主である独立行政法人農業・生物系特定

産業技術研究機構であり、愛媛県は経営に主体的に関わっていない。とはいえ、愛媛県が30,000千円の出資をしていることは事実であり、減資および解散・清算に至るまでに、県として対応できる部分について経営改善要求等を行ってきたが経営改善に至っていない。
(意見)

当社は平成18年度に解散・清算する方針がほぼ確定してということだが、仮に債権回収が無かったとした場合、資本金98,982千円に対し、純資産額は7,191千円（平成17年3月現在）であり、回収率は7.26%に留まる。ということは、愛媛県の損失は減資による損失27,300千円に加え、さらに2,500千円程度膨らむことになりかねない。所管部課には債権回収に努め、県民財産の損失を最小限に食い止める努力が望まれる。(意見)

2. 出資による権利

出資による権利については、全般的事項でその資金運用の考え方を述べている。
個々については、ここでは特に取り上げない。

3. 基金

基金については、全般的事項でその資金運用の考え方を述べているが、一部個別事項もここで述べている。

県民環境部	環境政策課	
基金	愛媛県地域環境保全基金	410,000,000

基金設置の経緯

地域の環境保全に関する知識の普及・啓発などの地域環境保全活動を継続的かつ着実に推進する財源を確保するため、平成2年3月、環境庁の地域環境保全対策費補助金2億円と、県の一般財源2億円の計4億円を原資として、当基金を設置した。(全都道府県および政令指定都市が設置)なお平成4年度に民間B社から10,000千円の寄付を受け入れたため、現在の基金残高は410,000千円となっている。

基金運用益の現状

平成2年度から基金運用益を活用し、普及・啓発資料の作成やイベント等の開催など環境保全に関する知識の普及・啓発を中心とした事業を実施してきた。しかしながら、平成2年度には31,184千円あった基金運用益が、年々の金利低下に伴い、平成16年度では216千円まで低下しており、基金運用益のみをもって事業を実施することは困難となっている。

基金取崩しの可能性

条例上は基金の取り崩しを行い、目的事業の財源に充てることが可能である。しかし4億円を下回る額まで基金を取り崩す場合は、地域環境保全対策費補助金交付要綱第8条の規定に

より、国の承認または国庫補助相当額の返還が必要とされており、国は原則として基金の取り崩しを認めていない。

なお唯一の例外として東京都の事例があるが、4億円全額を当該年度の事業に充当することを条件として国から承認されたものであり、愛媛県でこの事例を適用することは困難である。

[東京都の事例]

東京都では財政上の理由から、平成15年度に地域環境保全基金を廃止（全額取崩し）している。（基金総額101.7億円、うち国庫補助対象相当額4億円）

その際、国庫補助対象相当額4億円については、当該年度の地域環境保全関係事業に全額充当し、基金設置の目的を逸脱しないこと、および後年度以降独自の財源で地域環境保全関係予算を確保していくことを確約した上で、国の承認を取り付けている。

地域環境保全基金の意義

県では、平成12年3月に策定した新しい愛媛づくり指針（第五次愛媛県長期計画）では、「環境先進県愛媛の創造」を重点構想に掲げ、各種施策に取り組んでいるが、今日の複雑・多様化する環境問題に的確に対応していくためには、県民一人一人の環境に対する意識を高め、さらにそれを実践活動につなげていく仕組みづくりが求められている。当該基金は、地域環境保全のため将来必要な財源を確保しているということを県の意思として条例をもって明示していることや、今後の金利動向によっては一定の財源確保の可能性もあることから、現時点では意義あるものと考えている。

監査結果

当該基金はその運用益により地域環境保全事業資金を賄うことを目的としている。しかしながら、近年の低金利状況からそれは到底不可能な状態となっている。それでもなお当該基金を廃止しない理由として、県は県民に対し地域環境保全に対する県の意思を明示するためとしている。また仮に当該基金条例を廃止するとした場合、環境問題に対する意識が高まる中、県民に対してその理由を明確に説明することは困難としている。はたしてそうであろうか。全ての施策はコストと効果をバランスさせるべきであり、一方的に必要なだけから使う（保持する）という考え方は、近年の県予算規模縮小の環境下では逆に説得力を欠くものであろう。また最近の基金の運用状況をみると、「歳計現金繰替運用」が74%程度を占めている。「歳計現金繰替運用」とは、県の一般財源への貸付けを意味し、県の資金繰りを助けていると見ることが出来る。この状況から見ると、当該基金は既に事実上、県の資金繰りのために存在していると言えないだろうか。基金を存続させる理由として、基金条例を廃止する場合、国庫補助金相当額（2億円）の返還が必要との意見があるが、これはまさに基金の本当の存続意義を暗示するものといえる。今一度、当該基金の存続意義をそのコストと共に再検討する時期に来ているものと思われる。【意見】

教育委員会	高校教育課	
基金	県立学校火災等災害復旧基金	181,213,000

基金の目的 県立学校の火災等の災害復旧に使用するため

運用状況 3ヶ月満期の譲渡性預金を繰り越しして運用している。ただし運用業務は財政課が行っている。設定以来、取り崩し実績はない。

基金組入れ経緯 昭和37年～昭和49年に毎年3百万円ずつ基金組入れ、以後は今日に至るまで預金で運用し、利子の基金組入れのみを行ってきた。

監査結果

現在のところ、当該基金の残高の妥当性を説明できる合理的な根拠をお聞きすることはできなかった。当該基金の使用目的を具体的にし、そこから必要な基金額を算定してから、計画的な組入れあるいは取り崩しをすることが必要である。

過去の火災等災害時には国庫からの補助金や補正予算等により復旧がなされたため、基金の使用実績は無いとのことである。しかし、そうだとするなら当該基金の必要性に疑義が生じる。また敢えて当該基金を必要であるとしても、現在の残高181,213千円の多寡を判断するものが存在しない。【意見】

教育委員会	文化振興課	
基金	愛媛県美術品等取得基金	3,000,000,000

平成7年に制定された「愛媛県美術品等取得基金条例」に基づき平成8年5月に基金積立30億円がなされ、以後基金の運用として美術品取得をしてきた。美術品の購入は愛媛県美術館収集方針の「----豊かで個性的な愛媛の芸術文化を創造するため愛媛ならではの特色のある収集を行う。」に基づき毎年開催される収集評価委員会の審議結果に基づいて行っている。

平成8年より平成10年までの取得で2,984,926,500円を美術品購入に充て、現金残高が15,073,500円となったが、一般会計により美術館美術品を美術館より取得することにより、この基金における現金を増やした上でさらにその後609,267,850円の美術品を取得している。よって基金創設後の美術品の購入合計は3,594,194,350円である。(平成16年度末現在の現金残高272,780,650円)

一般会計で美術品を取得した理由は、美術品取得目的の取得基金が枯渇してきたため、この資金を補充したというのが実情であり、特定の一般会計において、美術品が必要であったということではない。従って、一般会計により取得された美術品についても、適正な保管を行うという意味もあり、美術館の収蔵庫に保管されている。

監査結果

現在の処理方法では、美術品取得が一般会計から実質上行われていることになる。上述の条例の趣旨²⁸からすると当初の「愛媛県美術品等取得基金条例」に基づいて設定された基金

²⁸ 愛媛県美術品等取得基金条例

30 億円では足りないというのであれば、基金のアップを明示して申請し、予算化をした上で当該基金の範囲内で美術品を取得するというのが本来のあり方である。(指摘)

4. 債権

教育委員会	生涯学習課	
債権	施設使用料	50,000

生涯学習センターでは、ホール使用料については前払いだが、利用者の利便を図るため、マイク使用料や照明使用料は使用後料金が確定してからの後払いとしている。この仮払料金が、利用者の当日未持参と急な入院により未払いとして残ってしまった。その後利用者への督促を経て、平成16年11月から月額1万円づつの分割回収が始まり、平成17年10月で完納予定となっている。

生涯学習センターの料金規定を拝見したところ、料金は前払いのみ記されており、かかる未収料金が発生することは余り想定されていない。しかしながら、実際の運用ではこのように附属設備等の利用後徴収をしているから、未収料金の発生可能性がある。

監査結果

生涯学習センターは平成3年の開設以来、今日に至るまで未収施設使用料の発生はこの1件のみと優秀であり、使用料の回収業務は適正になされていると判断できる。しかしながら、利用後徴収による未収が発生するならば、早期回収のインセンティブをつけるため、利用規定に遅延損害金の規定を追加することが望ましい。【意見】

教育委員会	高校教育課	
債権	高等学校定時制通信制課程修学奨励資金貸付金	38,476,000

根拠条例、制度の概要

「愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例」(昭和49年12月20日条例第44号)が制定されたが、これは高等学校の定時制及び通信制の課程に在学する勤労青少

第2条 基金の額は、30 億円とする。2 基金は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、追加して積立てをすることができる。3 前項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は、積立額に相当する額が増加するものとする。

年に対し、修学奨励資金を貸与することにより、これらの者の修学を奨励することを目的とする。具体的には、在学中の4年間にわたり月額14,000円を生徒に貸し付け、卒業を条件に返済を免除するものである。昭和49年に制度が始まり国の補助金を受けて実施してきたが、平成17年度から県の単独事業となった。

考察

平成16年度貸付金残高は38,476千円となっているが、卒業時に返還免除処理するという貸付金の性格から逆算すると、平成16年度末のあるべき貸付金残高は3,024千円に過ぎず、35,452千円もの開きが生じている。その原因調査のため記録を遡及していった結果、昭和52年度と昭和53年度に約18百万円ずつ残高が増加しており、この残高を今日まで引き継いできたことがわかった。これらの増加原因は、記録が不十分であり明確には特定はできないが、卒業者の返済免除額の未計上ではないかと推定できる。

監査結果

当該貸付金について現状では上記のように「財産に関する調書」による残高と実残高に大きな差異が生じている。差異が生じた原因は、卒業者に対する返還免除額が適正に把握できていなかったためである。あるべき残高への修正を依頼した。

なお、これに応じて、高校教育課で平成16年度末残の修正をされた。又各高校からの報告に基づき、個人別増減残高表を作成された。

今後、このような差違の再発を防止するため、各人別の増減残高を毎年きちんと把握された上で合計額と照合される必要がある。(意見)

債権	給料等の過払金	520,000
----	---------	---------

発生の経緯および経過

平成13年11月21日、当時養護学校教諭への懲戒免職処分がなされたが、当該処分の決定日が給料日であった。しかし決定時には既に本人口座に給料が振り込まれており、その結果上記の過払金が発生した。県は元妻宅(本人の住民票所在地)に再三にわたり督促状を送付しているが、本人は行方不明であり、残された家族は既に独自の生計を営んでいることから、本人との関わりも希薄となり、連絡が取り難い状況である。当該債権消滅時効は5年間であり、このままでは平成18年に時効が到来する。

監査結果

当該過払金発生の経緯を検討したところ、合規制に反する事項は見受けられない。学校担当者による過払金回収の努力はなされているが、現在のところ回収の目処は全くない。引き続き元妻への定期的な接触を続け、回収に努めるべきである。【意見】

教育委員会	人権教育課
-------	-------